

がんの医療提供体制(表)

区分	がんの予防・早期発見	がんの診療			がんの療養支援
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙やがんに関連するウイルスの感染予防などががんのリスクを低減させること ・科学的根拠に基づくがん検診を実施し、がん検診の精度管理を実施することにより、がん検診受診率を向上させること 	<ul style="list-style-type: none"> ・精密検査や確定診断等を実施すること ・診療ガイドラインに準じた診療を実施すること ・患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び薬物療法又はこれらを組み合わせた集学的治療等を実施すること ・がんと診断された時から患者とその家族等に対して全人的な緩和ケアを実施すること ・治療の合併症予防や、その症状の軽減を図ること ・治療後のフォローアップを行うこと ・各職種専門性を活かし、医療従事者間の連携と相互補完を重視した多職種でのチーム医療を実施すること 			<ul style="list-style-type: none"> ・患者やその家族等の意向を踏まえ、在宅等の生活の場での療養を選択できるようにすること ・在宅緩和ケアを実施すること
担い手	医療機関	都道府県がん診療連携拠点病院 地域がん診療連携拠点病院 地域がん診療病院 (国指定)	青森県がん診療連携推進病院 (県指定)	がん診療医療機関	がんの療養支援を行う病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
担い手に求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙・受動喫煙防止対策に積極的に取り組むこと ・がん検診の結果、要精密検査とされた者(要精検者)等に対して、がんに係る精密検査を実施すること ・精密検査の結果をフィードバックする等、がん検診の精度管理に協力すること 	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに準じた診療を実施していることが求められる ・血液検査、画像検査(X線検査、CT、超音波検査、内視鏡、MRI、核医学検査)及び病理検査等の、診断・治療に必要な検査が実施可能であること ・病理診断や画像診断等が実施可能であること ・患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び薬物療法又はこれらを組み合わせた集学的治療等が実施可能であること ・がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、多職種によるカンファレンスを設置し、月1回以上開催すること ・がんゲノム医療等の高度かつ専門的な医療等については、地域における役割分担等を踏まえつつ、必要に応じて他の医療機関と連携し実施すること ・患者とその家族等の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師の意見を求めるためのセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、患者やその家族等にわかりやすく公表すること ・がんと診断された時から患者とその家族等に対して全人的な緩和ケアを実施すること ・必要な緩和ケアチームや外来での緩和ケア提供体制等を整備すること ・相談支援の体制を確保し、情報の収集・発信、患者・家族等の交流の支援等を実施していること。その際、小児や若い世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報についても提供できるよう留意すること ・就職支援や、仕事と治療の両立に向けた就労継続支援を行えるよう、事業者・産業医等との連携を含めた体制の確保に努め、相談支援や情報の発信等を行うこと ・がんの治療の合併症予防や、その病状の軽減を図るため、治療中の口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関との連携を図ること ・地域連携支援の体制を確保するため、病院間の役割分担を進めるとともに、研修、カンファレンス、診療支援等を活用し、急変時の対応や緩和ケア等について、他のがん診療機能や在宅療養支援機能を有している医療機関等と連携すること ・院内がん登録を実施すること 			<ul style="list-style-type: none"> ・24時間対応が可能な在宅医療を提供すること ・がん疼痛等に対する緩和ケアが実施可能であること ・看取りを含めた人生の最終段階におけるケアを24時間体制で提供すること ・がん診療機能を有する医療機関等と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携が可能であること(地域連携クリティカルパスを含む) ・医療用麻薬を提供できること
行政		<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙希望者に対する禁煙支援等の喫煙対策や受動喫煙防止対策に取り組む ・感染に起因するがん対策を推進する ・市町村は科学的根拠に基づくがん検診を実施し、県は、市町村に対して、指針の内容を遵守し、科学的根拠に基づくがん検診を実施するよう、必要な助言・指導等を行う ・がん登録の実施及び精度向上を図るほか、がん登録の情報の利用等を通じてがんの現状把握に努める ・要精検者が確実に医療機関を受診するような連携体制を構築する ・県は、関係する協議会の一層の活用を図ること等により、検診の実施方法の改善や精度管理の向上等に向けた取組を検討する 			